



計量証明書

2024年10月22日

株式会社 ブコーシャ 大気環境調査室 御中

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第42号
特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01事業者: 三浦工業株式会社
愛媛県松山市堀江町7番地事業所: 三浦環境科学研究所
愛媛県松山市北条辻864番地
電話: 089-960-2350 ファクス: 089-960-2351計量管理者
横田正伸

試料情報

試料名 : 焼却炉 排ガス
依頼者名 : 株式会社 ブコーシャ
依頼者住所 : 北海道帯広市西18条北1丁目17番地
業務名 : 副産物蒸気発生設備分析業務
試料採取日時 : 2024年9月26日 11:09~15:25
試料受付日 : 2024年9月30日
試験終了日 : 2024年10月22日
検体番号 : C49225001G
試料採取場所 : 士幌農協澱粉工場 焼却炉 煙道
北海道河東郡士幌町字士幌西2線159
採取者 : 株式会社 ブコーシャ
受付方法 : 持ち込み

分析方法

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月 総理府令第67号)
JIS K 0311:2020 「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
実測値	0.0021 ng/m ³ (0 °C, 101.32 kPa)	
ダイオキシン類 O ₂ 濃度換算値	0.0019 ng/m ³ (0 °C, 101.32 kPa)	注1)
毒性等量(O ₂ 濃度換算値)	0 ng-TEQ/m ³ (0 °C, 101.32 kPa)	注1)2)3)4)

注1) O₂ 濃度換算値は基準 O₂ 濃度 12%で換算した。(実測 O₂ 濃度:11.1%)

注2) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注3) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注4) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。



No. 400118

計量証明書

士幌町農業協同組合 様

2024年10月16日



計量証明事業登録 濃度 北計証第621号

総合コンサル
株式会社

住所（所在地）帯広市西18条北1丁目17

環境計量士 高橋 浩史



この度ご依頼を承りました施設につきまして、下記のとおり測定結果を証明致します。

施設の設置場所	澱粉工場	計量の対象	濃度
施設名	焼却炉	記号	
測定責任者	古瀬 寿之	天候	曇
測定年月日時	2024年9月25日 8時40分 ～ 11時10分		

分析結果

計量項目	計量単位	計量の結果	計量方法
ダスト濃度	g/m ³	0.002	JIS Z 8808
換算ダスト濃度		0.01 未満	
窒素酸化物	volppm	14	JIS K 0104.8
換算窒素酸化物		14	
硫黄酸化物	volppm	85	JIS K 0103.8
硫黄酸化物の量	m ³ /h	1.5	昭和57環告76
塩化水素	mg/m ³	6	JIS K 0107 附属書A
換算塩化水素		10 未満	

備考

「m³」は標準状態(0℃、101.32kPa)における体積を表す。
上記の測定値は「大気汚染防止法に基づく排出基準」に適合する。
「硫黄酸化物の量 (m³/h)」は計量法第107条の対象外項目である。
昭和57環告76とは「硫黄酸化物の量の測定方法 (昭和57年7月3日
環境庁告示第76号)」を示す。



2023 年 10 月 24 日

計 量 証 明 書

株式会社 ズコーシャ 大気環境調査室 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第 42 号
特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者: 三浦工業株式会社
愛媛県松山市堀江町 7 番地

事業所: 三浦環境科学研究所
愛媛県松山市北条辻 864 番地
電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351

計量管理者
横田正伸

試料情報

試料名 : 排ガス
依頼者名 : 株式会社 ズコーシャ
依頼者住所 : 北海道帯広市西 18 条北 1 丁目 17 番地
業務名 : 副産物蒸気発生設備分析業務
試料採取日時 : 2023 年 9 月 27 日 12:37 ~ 16:37
試料受付日 : 2023 年 10 月 2 日
試験終了日 : 2023 年 10 月 24 日
検体番号 : C39248001G
試料採取場所 : 土幌農協澱粉工場 焼却炉 煙道
北海道河東郡土幌町字土幌西 2 線 159
採取者 : 株式会社 ズコーシャ
受付方法 : 持ち込み

分析方法

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 総理府令第 67 号)
JIS K 0311:2020 「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
実測値	0.034	ng/m ³ (0 °C, 101.32 kPa)
ダイオキシン類 O ₂ 濃度換算値	0.033	ng/m ³ (0 °C, 101.32 kPa) 注 1)
毒性等量(O ₂ 濃度換算値)	0	ng-TEQ/m ³ (0 °C, 101.32 kPa) 注 1)2)3)4)

注1) O₂ 濃度換算値は基準 O₂ 濃度 12%で換算した。(実測 O₂ 濃度:11.7%)

注2) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注3) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注4) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である。



No. 300131

計量証明書

士幌町農業協同組合 様

2023年11月24日



計量証明事業登録(濃度)北海道第 621 号



総合コンサルタン

株式会社



シャ

住所(所在地) 帯広市西 18 条北 4 丁目 17

環境計量士 高橋 浩史



この度ご依頼を承りました施設につきまして、下記のとおり測定結果を証明致します。

施設の設置場所	澱粉工場	計量の対象	濃度
施設名	焼却炉	記号	
測定責任者	古瀬 寿之	天候	晴
測定年月日時	2023年10月11日 10時10分 ~ 12時30分		

分析結果

計量項目	計量単位	計量の結果	計量方法
ダスト濃度	g/m ³	0.001	JIS Z 8808
換算ダスト濃度		0.01 未満	
窒素酸化物	volppm	9	JIS K 0104.8
換算窒素酸化物		10 未満	
硫黄酸化物	volppm	74	JIS K 0103.8
硫黄酸化物の量	m ³ /h	1.6	昭和57環告76
塩化水素	mg/m ³	2	JIS K 0107 附属書A
換算塩化水素		10 未満	

備考

「m³」は標準状態(0℃、101.32kPa)における体積を表す。
上記の測定値は「大気汚染防止法に基づく排出基準」に適合する。
「硫黄酸化物の量(m³/h)」は計量法第107条の対象外項目である。
昭和57環告76とは「硫黄酸化物の量の測定方法(昭和57年7月3日
環境庁告示第76号)」を示す。



2022 年 10 月 6 日

計 量 証 明 書

株式会社 ズコーシャ 大気環境調査室 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第 42 号
特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01事業者: 三浦工業株式会社
愛媛県松山市堀江町 7 番地
事業所: 三浦環境科学株式会社
愛媛県松山市北条辻 864 番地
電話: 089-960-2350 ファクシマ: 089-960-2351計量管理者
横田正伸

試料情報

試料名 : 排ガス
依頼者名 : 株式会社 ズコーシャ
依頼者住所 : 北海道帯広市西 18 条北 1 丁目 17 番地
業務名 : 副産物蒸気発生設備分析業務
試料採取日時 : 2022 年 9 月 7 日 10:43 ~ 14:43
試料受付日 : 2022 年 9 月 13 日
試験終了日 : 2022 年 10 月 6 日
検体番号 : C29068001G
試料採取場所 : 士幌農協澱粉工場 焼却炉 煙道
北海道河東郡士幌町字士幌西 2 線 159
採取者 : 株式会社 ズコーシャ
受付方法 : 持ち込み

分析方法

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 総理府令第 67 号)
JIS K 0311:2020 「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」

結果

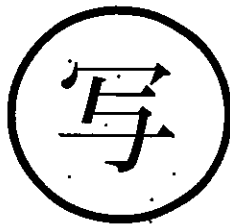
対象	結果	備考
実測値	0.0010 ng/m ³ (0 °C, 101.32 kPa)	
ダイオキシン類 O ₂ 濃度換算値	0.0011 ng/m ³ (0 °C, 101.32 kPa)	注 1)
毒性等量(O ₂ 濃度換算値)	0 ng-TEQ/m ³ (0 °C, 101.32 kPa)	注 1)2)3)4)

注1) O₂ 濃度換算値は基準 O₂ 濃度 12%で換算した。(実測 O₂ 濃度:13.0%)

注2) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注3) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注4) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である。



No. 200255

計量証明書

士幌町農業協同組合 様

2022年9月30日



計量証明事業登録 濃度 北海道第 321 号

総合コンサルタント
株式会社

住所(所在地) 帯広市西 18 条北 1 丁目 4 番 2 号

環境計量士 高橋 浩



この度ご依頼を承りました施設につきまして、下記のとおり測定結果を証明致します。

施設の設置場所	澱粉工場	計量の対象	濃度
施設名	焼却炉	記号	
測定責任者	古瀬 寿之	天候	雨
測定年月日時	2022年9月6日 9時30分 ~ 11時45分		

分析結果

計量項目	計量単位	計量の結果	計量方法
ダスト濃度	g/m ³	0.011	JIS Z 8808
換算ダスト濃度		0.01	
窒素酸化物	volppm	18	JIS K 0104.8
換算窒素酸化物		19	
硫黄酸化物	volppm	80	JIS K 0103.8
硫黄酸化物の量	m ³ /h	1.89	昭和57環告76
塩化水素	mg/m ³	10 未満	JIS K 0107 附属書B
換算塩化水素		10 未満	

備考

「m³」は標準状態(0℃、101.32kPa)における体積を表す。
上記の測定値は「大気汚染防止法に基づく排出基準」に適合する。
「硫黄酸化物の量(m³/h)」は計量法第107条の対象外項目である。
昭和57環告76とは「硫黄酸化物の量の測定方法(昭和57年7月3日
環境庁告示第76号)」を示す。